

小田原市印鑑条例及び小田原市印鑑条例施行規則の一部改正について

1 条例及び規則の改正の背景

コンビニエンスストア等でのシステムを用いた証明書交付サービスの導入に当たり、個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）を使用した印鑑登録証明書の交付申請手続に関し必要な事項を定めるため、小田原市印鑑条例及び小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正するものです。

2 内容

（１）小田原市印鑑条例の一部改正

印鑑登録証明書の交付申請手続について、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機（マルチコピー機等）を利用する場合にあっては、印鑑登録証によらず、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを用いて行うこととします。

（２）小田原市印鑑条例施行規則の一部改正

印鑑登録証明書の交付申請手続について、印鑑登録証を添えて交付申請をする場合に限り、印鑑登録証明書交付申請書によって行うこととします。

3 施行予定日

平成31年1月15日